2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求期間における保険料の納付状況その他の事実を記載した書類

二　第二項請求者にあつては、次に掲げるいずれかの書類

イ　次に掲げる給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、その事由書）

(1)　法第十九条の規定による未支給の年金

(2)　遺族基礎年金

(3)　寡婦年金

(4)　死亡一時金

(5)　昭和六十年改正法附則第三十二条第十二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十九条及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第一条各号に掲げる規定による未支給の年金

(6)　昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法による遺児年金

ロ　イの場合以外の場合にあつては、死亡した年金給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる書類

第百十三条第一項中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第百八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）

附　則

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

○国土交通省令第八十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第四条の二第一項第四号の規定に基づき、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表カドミウム含有量の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

○国土交通省令第八十五号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）及び建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第三百八号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第十一条第一項、第四項及び第五項、第十三条第六号並びに第十四条（同法第十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項、第二項及び第四項、第四十条の三並びに第四十四条の三、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十二条第二項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十二条第二項及び第三十六条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の十三の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書」を「並びに第一号及び第二号又は第二号から第四号までのいずれかに掲げる書面」に改め、同項に次の一号を加える。

四　監理技術者資格者証の写し

第三条第三項中「のうち別記様式第八号による証明書以外の書面」を削る。

第四条第一項第三号中「役員」を「役員等」に、「以下この条」を「次号」に改め、同号及び同項第四号中「略歴書」を「住所、生年月日等に関する調書」に改め、同項第五号中「許可申請者」の下に「（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。次号において同じ。）」を加える。

第七条第一号中「一通及び営業所のある都道府県の数と同一部数のその写し」を「及び副本各一通」に改める。

第七条の三第二号の表大工工事業の項中「建築大工」の下に「若しくは型枠施工」を加え、同表石工事業の項中「若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削り、同表屋根工事業の項中「、かわらぶき若しくはスレート施工」を「若しくはかわらぶき」に改め、同表管工事業の項中「一級の」の下に「建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）」を、「二級の」の下に「建築板金、」を加え、同表タイル・れんが・ブロック工事業の項中「若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削る。

第九条第二項第二号中「並びに許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し」を削り、同項第三号中「役員」を「役員等」に改める。

第十二条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（閲覧に供する書類）

第十二条の二　法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第四条第一項第一号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる書類

二　第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

三　第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

第十三条第一項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、「の証明書」の下に「又は監理技術者資格者証の写し」を加え、同条第二項中「第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書」を「次の各号に掲げるいずれかの書面」に、「第一号又は第三号に掲げる証明書」を「第一号、第三号又は第四号に掲げる書面」に改め、同項に次の一号を加える。

四　監理技術者資格者証の写し

第十四条の二第一項第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、「規定」の下に「（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「当該特定建設業者」を「当該建設業者」に改め、同項第二号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同号ホ中「監理技術者の」を「主任技術者又は監理技術者の」に改め、「有する」の下に「主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定す